

JIS

案内用図記号 (追補 5)

JIS Z 8210 : 2015

JIS Z 8210:2014 は平成 27 年 5 月 20 日付で改正されました。
この追補は、改正内容が記載されていますが、JIS Z 8210:2002,
JIS Z 8210:2007 (追補 1), JIS Z 8210:2009 (追補 2),
JIS Z 8210:2010 (追補 3) 及び JIS Z 8210:2014 (追補 4) を併読し
て用いて下さい。

平成 27 年 5 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

追補 5 のまえがき

この JIS Z 8210 の追補 5 は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が JIS Z 8210:2014 を改正した内容だけを示すものである。

JIS Z 8210:2014 は、この追補 5 の内容の改正がされ、JIS Z 8210:2015 となる。

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	會 川 義 寛	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鷺 坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐 分 正 弘	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオンリテール株式会社
	都 築 和 代	独立行政法人産業技術総合研究所
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 14.3.20 改正：平成 27.5.20

官 報 公 示：平成 27.5.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 會川 義寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

案内用図記号
(追補 5)Public Information Symbols
(Amendment 5)

JIS Z 8210:2014 を，次のように改正する。

5.1 (公共・一般施設図記号) の表 3 [案内用図記号-施設など (公共・一般施設)] に，次の番号 5.1.53 “ベビーカー” を追加する。

番号	表示事項	図記号	記事
5.1.53	ベビーカー prams / strollers		図材：子供の乗ったベビーカーを押している人の側面図。 機能：ベビーカー置き場及びベビーカーが利用できる施設を表示。

6.2 (禁止図記号) の表 8 [案内用図記号-安全など (禁止)] の番号 6.2.16 “ベビーカー使用禁止” を，次に置き換える。

番号	表示事項	図記号	記事
6.2.16	ベビーカー使用禁止 Do not use prams / strollers		図材：子供の乗ったベビーカーを押している人の側面図に禁止の基本形状を重ねる。 機能：ベビーカーの使用を禁止する場合に表示。